

沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借 に係る入札説明書

(内訳)

入札説明書

別紙 1 要求仕様書

別紙 2 契約書 (案)

別紙 3 一般競争入札参加資格登録申請書等

別紙 4 入札保証金説明書

別紙 5 入札・委任状

留意事項

- ① 質問事項がある場合は、正式な文書(代表者名、同捺印)にて、令和6年5月10日(金)午後5時までに税務課管理電算班あて提出してください。
- ② 質問事項への回答については、令和6年5月15日(水)午後5時までに沖縄県税務課ホームページ上に掲示します。質問がない場合は掲示しません。
掲示期間は、令和6年5月24日(金)午後5時までとします。

〈質問書提出先・問い合わせ先〉

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県総務部税務課管理電算班

TEL 098-866-2096 FAX 098-866-2709

Mail aa007005@pref.okinawa.lg.jp

1 入札に付する事項 沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借（設置及び設定業務（仮想化構築）を含む。以下同じ）

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 賃貸借期間 令和7年3月1日から令和12年3月31日まで
- (3) 機器仕様書 別紙1「要求仕様書」のとおり
- (4) 納入期限及び納入場所 別紙1「要求仕様書」のとおり
- (5) 入札金額 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札金額 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- (7) 入札書提出日時及び場所 令和6年6月6日（木）午後2時 沖縄県県庁5階第2会議室
- (8) 開札日時及び場所 令和6年6月6日（木）午後 時 沖縄県県庁5階第2会議室

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（税務課）（令和6年4月26日付け沖縄県公報定期第5212号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和6年5月24日（金）午後5時までに6の場所に提出し、機器等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに機器等に障害が発生した場合において、24時間以内に技術者を派遣し対応をできることを証明した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能証明書を令和6年5月24日（金）午後5時までに6の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 入札保証金に関する事項 別紙4「入札保証金説明書」のとおり

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入

札を含む) までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (5) 最低制限価格は設定しない。

5 入札執行人及び立会人 沖縄県総務部税務課職員

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 名 称 沖縄県総務部税務課管理電算班
- (2) 所在地 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2096

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 入札書及び委任状の様式について

別紙 5 「入札・委任状」のとおり。

9 入札執行の日時及び場所

令和 6 年 6 月 6 日 (木) 午後 2 時 沖縄県庁 5 階第 2 会議室

10 その他入札の無効

- (1) 入札の無効 次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - ウ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 入札書の表記金額を訂正した入札
 - カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - キ 入札条件に違反した入札
 - ク 連合その他不正の行為があった入札
 - ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア)又はイ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約(契約額の 100 分の 10

以上)を締結し、その証書を提出したとき。

- イ 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
なお、この場合、履行した契約に係る契約書の写しも提出するものとする。

- ※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、入札日（令和6年6月6日）以前に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。
- ※ 落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。